

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年6月15日

東京都作業部会確認年月日 令和3年6月16日

事業名 会場・土地借上料

案件名 幕張メッセにおける地域冷暖房費用の予算執行について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	本件は、幕張メッセにおいて競技を実施するために必要な事業である。このため、パラリンピックの競技・選手に深く関わる事業であり、パラリンピック該当分に関しては、都が経費の 1/4 相当額を負担する理由がある。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件は、大会運営を担う組織委員会が、施設を一括して借り上げて施設の管理運営を行うことから、組織委員会が一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本件は、夏季期間において大会運営を行う上で必要不可欠なものである。
	効率性	本件に係る使用料金単価は、施設が定める料金表に基づき積算している。また想定使用量は、準備期間、大会運営期間等の会場稼働時間等を踏まえて適切な時間を試算していることを組織委員会に確認した。
	納得性	使用料金単価、想定使用料は、上記のとおり妥当であることを確認した。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	本件は、幕張メッセにおける競技実施のために必要なものである。経費の中身も公費負担の対象として適切といえる。 V5 予算に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。